

南九州市告示第156号

南九州市こども家庭センターの設置及び運営に関する要綱を次のように定めた。

令和8年8月21日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市こども家庭センターの設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2に基づき、市内全ての妊産婦、児童及びその家庭を対象に、児童福祉と母子保健に関する効果的で切れ目のない一体的な支援を行うことを目的として南九州市こども家庭センター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、児童福祉法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）並びに母子保健法（昭和40年法律第141号）及び母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）において使用する用語の例による。

(設置場所)

第3条 センターは、こども未来課に置く。

(対象者)

第4条 センターにおける支援の対象者は、市内全ての妊産婦、児童及びその家庭とする。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(業務内容)

第5条 センターは、次に掲げる業務を行い、切れ目のない一体的な支援を実施するものとする。

- (1) 児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務
- (2) 母子保健法第22条第1項各号に掲げる業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(職員の配置)

第6条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 統括支援員

(3) その他必要な職員

(関係機関との連携)

第7条 センターは、各関係機関との連携を図り、円滑かつ効果的な支援を実施するよう努めるものとする。

(守秘義務)

第8条 センターの業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。

(南九州市子育て世代包括支援センター事業実施要綱及び南九州市子ども家庭総合支援拠点設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 南九州市子育て世代包括支援センター事業実施要綱（令和2年南九州市告示第178号）

(2) 南九州市子ども家庭総合支援拠点設置要綱（令和5年南九州市告示第207号）